

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	17-1
処分の種類	患畜等の殺処分の命令			
根拠法令条例等・条項	家畜伝染病予防法第17条第1項			
処分の概要	家畜伝染病のまん延を防止するため必要がある時に法第17条に掲げる家畜の所有者に対し、期限を定めて当該家畜を殺す旨を命ずる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】家畜防疫対策要綱記Iの4の(2)のウによる。  患畜等の診断は家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年5月31日、農林省令第35号)、特定家畜伝染病防疫指針(高病原性鳥インフルエンザ:平成16年11月18日、牛海綿状脳症:平成16年11月29日、口蹄疫:平成16年12月1日、豚コレラ:平成18年3月31日、農林水産大臣公表)、病性鑑定指針(平成20年6月2日、20消安第880号、農林水産省消費・安全局長通知)に基づき実施すること。</p>			
基準の制定根拠	—			